

平成 28 年熊本地震の被災者に係る医療保険の一部負担金の  
猶予・免除に関するQ & A

平成 28 年 5 月 20 日  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
厚生労働省保険局医療課

問1 住家の全半壊のみならず、一部損壊の場合でも猶予・免除してよいか。

(答)

「平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その2)」(平成 28 年 4 月 22 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「4 月 22 日付け事務連絡①」という。)及び「平成 28 年熊本地震で被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて」(平成 28 年 4 月 22 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡。以下「4 月 22 日付け事務連絡②」という。)において、熊本県内の被保険者であって住家の全半壊・全半焼又はこれに準ずる被災をした旨の申し立てをした者については、猶予・免除の対象とすることとしており、このうち「これに準ずる被災」については、対象となる住家の被災状況に鑑み、保険者において、個別に判断いただくことになる。

このため、4 月 22 日付け事務連絡①及び 4 月 22 日付け事務連絡②は一部損壊等の場合を広く免除の対象とするというのではなく、あくまでも、「全半壊に準ずる」と認められるかという点を個別に判断いただくことになる。

問2 住家の全半壊等により、一部負担金の免除に該当する被災者が、医療機関の窓口で免除の申立てをせず支払った場合、一部負担金は返還されるのか。

(答)

猶予・免除の要件に該当している者が医療機関の窓口において一部負担金の支払いを行った場合、被保険者が市町村に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができるようにする必要があると考えている。具体的な手続きについては、追ってお示しする。

※ 還付の手続きに当たっては、支払った一部負担金の金額が確認できるように、医療機関等が発行した領収証等が必要になる可能性があることから、現時点では、当該領収証等の保管をお願いするなどの周知をお願いしたい。

問3 4月14日の前震では住家が全半壊に至らなかったが、16日に全半壊した場合であっても、14日から猶予・免除の対象として良いか。

(答)

4月22日付け事務連絡①及び4月22日付け事務連絡②に基づく猶予・免除については、基本的には、14日の前震発生以降に猶予・免除の対象に該当することとなっからの一部負担金対象となるが、16日の本震により住家が全半壊して猶予・免除の対象に該当することとなった者についても、14日の前震と16日の本震を一連の地震ととらえ、14日から猶予・免除対象とすることとして差し支えない。

なお、14日の前震発生時刻前に退院や外来受診した患者(例えば、14日の午前中に退院した患者や外来受診した患者)は猶予・免除の対象とはならないので留意すること。

問4 特別調整交付金の対象となる4月の免除分は、どの範囲か。

(答)

4月22日付け事務連絡②に基づく免除分(発災後の免除分)については、免除額の総額のうちの、8/10を特別調整交付金により措置する取扱いとしたいと考えている(詳細は今後通知を発出)。

なお、更なる財政的な支援が必要かどうかは、免除の実施状況や各保険者の財政状況等を踏まえ、今後検討する必要があると考えている。